

「新たな森林管理システム」及び森林環境譲与税（仮称）について

森林政策課

1 概要

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るための「新たな森林管理システム」を構築するため、「森林経営管理法案」が今国会（第196回国会）に提出されている。

【森林経営管理法案の概要】

市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を、意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う。施行は平成31年4月1日。

また、平成31年度から譲与が始まる森林環境譲与税（仮称）については、「新たな森林管理システム」の仕組みのうち、森林所有者に代わって市町村が間伐等の経営管理を行う事業（市町村森林経営管理事業）の経費に充当する考え方が示されている。

【県内への譲与額の試算】

単位：億円

| | H31～ | H34～ | H37～ | H41～ | H45～ | |
|-----|------|------|------|------|------|---|
| 市町村 | 5.0 | 7.4 | 10.5 | 13.5 | 16.6 | → |
| 県 | 1.2 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | → |
| 計 | 6.2 | 9.3 | 12.4 | 15.4 | 18.5 | → |

※H30.1月時点での指標を基に県で算出した試算値

2 平成31年度に向けての検討

「新たな森林管理システム」及び森林環境譲与税（仮称）の円滑な導入と効果的な運用を図るため、県と市町村の間でワーキンググループを設置し検討を行う。

【「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキンググループ 構成員】

- ・ 市町村 … 市町村林務担当課長（市長会推薦5名程度、町村会推薦5名程度）
- ・ 県 … 林務部長、林務部課・室長
（スケジュールは別紙のとおり）

【検討テーマ】

- ・ 「新たな森林管理システム」の運用に向けた支援のあり方
- ・ 当面の市町村活用事業の方向性 等

3 地域林政アドバイザーによる市町村の体制支援

森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者による市町村行政の技術的支援を推進するため、平成29年度に「地域林政アドバイザー制度」が創設された。

| | |
|---------------|---|
| 支援内容 | 市町村又は県が林業技術者の嘱託又は法人委託をした場合、特別交付税措置（事業費の上限：500万円/人、措置率〔市町村0.7、県0.5〕） |
| 県内の活用状況 | H29～雇用 … 上田市、伊那市、川上村、箕輪町 H30雇用予定 … 塩尻市、須坂市、小川村、下諏訪町 |
| 主な業務 （市町村） | ・ 市町村森林整備計画及び構想の作成 ・ 市町村有林の管理 ・ 森林経営計画の認定の指導・助言、伐採・造林の指導・助言 等 |

県でもこの制度を活用し、平成30年度から小規模地域振興局（上田、諏訪、木曾、北アルプス、北信）普及林産係に行政嘱託職員を配置し、市町村の支援体制の充実を図る。

ワーキンググループ スケジュール

| | ワーキング | 新たな森林管理システム等 |
|-----|---|--|
| 4月 | ●4/26(木) 第1回WG ワーキングの設置、森林・林業の現況 | ●4/26(木) 市町村説明会 ・新たな森林管理システム ・森林環境譲与税(仮称)等 |
| 5月 | ○現状認識 市町村へのヒアリング結果の共有 | 森林経営管理法成立(見込み) 森林環境税(仮称)ガイドライン公表 林地台帳原案・システム配布 |
| 6月 | ○課題の抽出 ○対応方向性の検討 | |
| 7月 | ○市町村主体の森林整備に向けた論点整理 ・整備対象森林の選定 ・所有者の特定、意向調査、境界確認の手法・方策 ・市町村による事業発注方法等 | ●市町村説明会(森林経営管理法) |
| 8月 | ●論点整理 | |
| 9月 | ○具体的な対応策の検討 ・市町村による事業実施への提案 ・県の支援策 ・市町村主体の森林整備に向けた取組の試行 (森林整備に至るまでの手法の検討) | |
| 10月 | | |
| 11月 | ●中間取りまとめ | |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | ●最終取りまとめ | ●市町村説明会(H31年度施策) |
| 3月 | | |

※ ワーキングは中間取りまとめまで月1回程度開催

※ 検討の節目には、知事・市町村長等との意見交換の実施を検討

森林経営管理法案の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

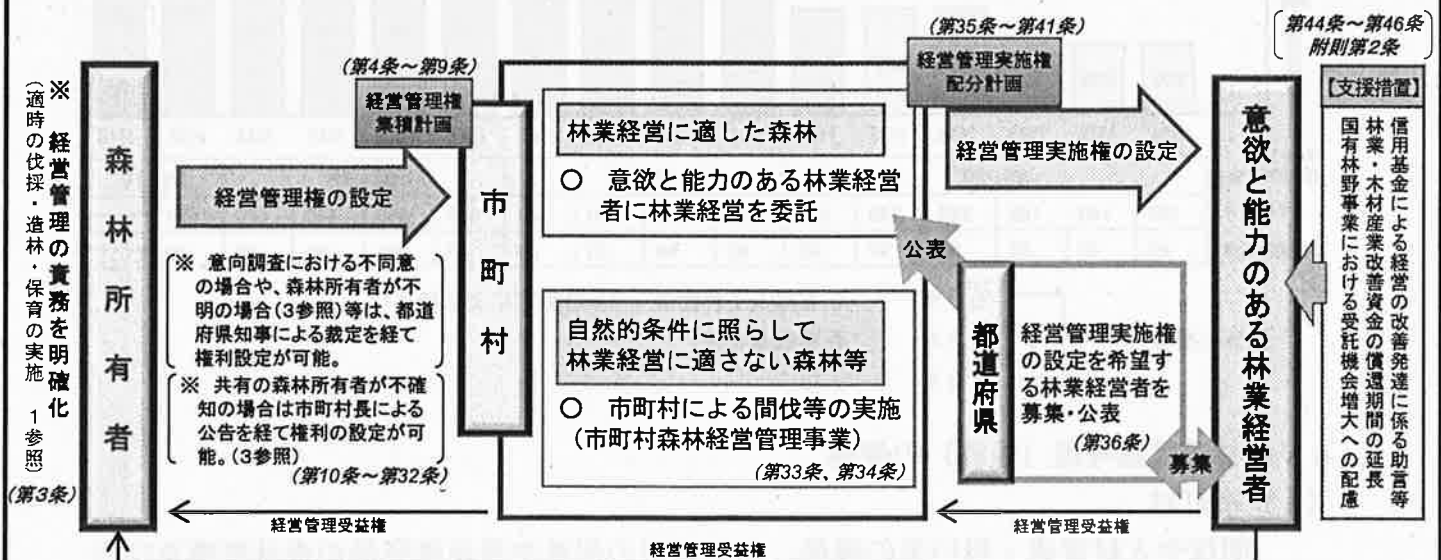
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。 (第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。 (第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。 (第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。 (第33条)



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。 (第10条～第32条)

森林環境譲与税（仮称）の譲与について

森林政策課

1 概要

森林吸収源対策に係る地方財源の確保を図るため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される。

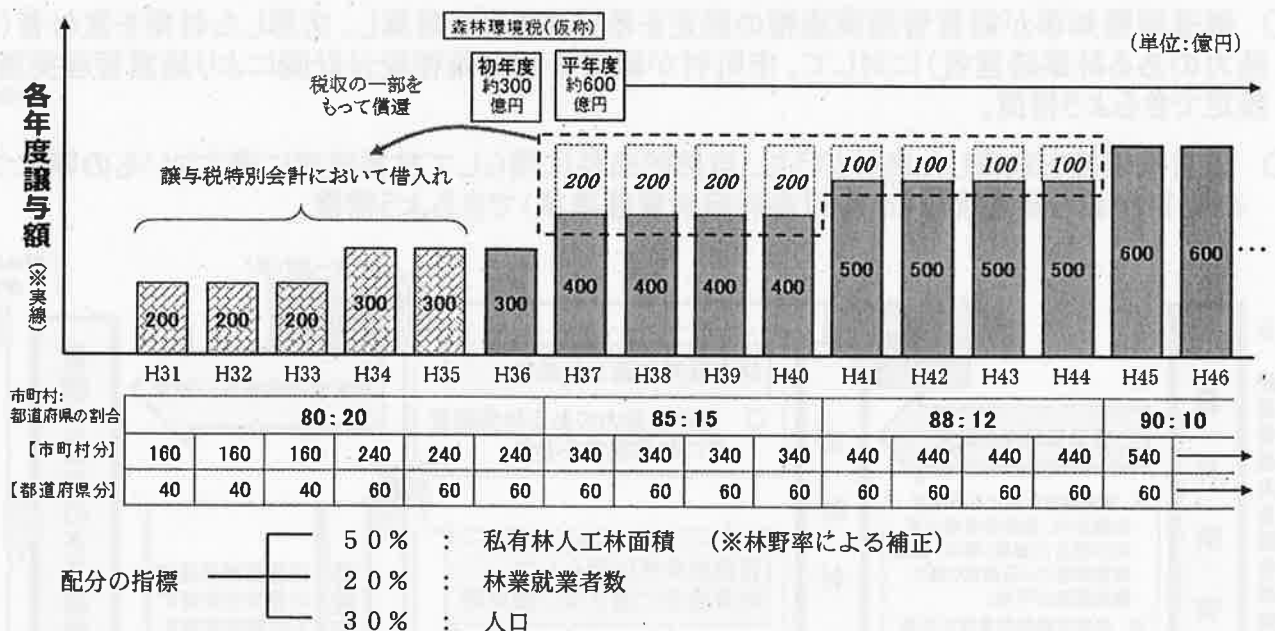
2 基本的な枠組み

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。税率は年額1,000円とし、平成36年度から課税。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与される。

3 譲与規模

- ・ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するよう設定。
- ・ 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完するため、都道府県に対して総額の1割を譲与。（制度創設当初は2割として段階的に1割に移行。）
- ・ 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



4 森林環境譲与税（仮称）の使途

(1) 市町村

間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(2) 県

森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用